

# 江戸時代の年貢に関する文書を読む 解説

---

## 1 根岸家文書について

### (1) 根岸家

- ・根岸家は、享保元年（1716）以降甲山村の名主を世襲した豪農で代々伴七を称した。宝暦4年（1754）以降には、箕輪村の名主も兼帶した。
- ・根岸家は、玉作河岸問屋株を持ち、荒川舟運を通じて江戸からは塩や紙が、また江戸へは米・酒・木炭が運ばれるなど商業活動も盛んであった。
- ・明治以降には根岸武香（たけか）が、県会議長、貴族院議員などを歴任した。武香は考古学への造詣が深く、吉見百穴の保存を進めた。

### (2) 根岸家文書

- ・総点数5,193点。江戸時代の村政史料、明治初年の戸長役場史料、江戸時代から大正時代にかけての根岸家の土地経営の史料を含んでいる。
- ・熊谷市指定有形文化財 古文書 平成18年2月28日指定

## 2 甲山村（かぶとやまむら）について

- ・慶長6年（1601）幕府領、正保4年（1647）忍藩領、元禄11年（1698）幕府領、延享4年（1747）下総国佐倉藩領、宝暦13年（1763）幕府領、天保元年（1830）12月に167石が旗本大久保氏、天保12年（1841）6月に旗本筒井氏の知行地になった。

〔史料〕（『新編武蔵風土記稿』第11巻、雄山閣、平成8年、115頁）

東は横見郡田甲村及び当郡小八林村、南は比企郡平村、西も同郡大谷・岡郷の二村、北は当郡相上・玉作の二村なり、東西二十町、南北十一町許、村内甲の如き小山ある故に村名起しと云、民戸四十餘、中古は松山城附近の村ならんと土人云り

## 3 江戸時代の年貢について

- ・百姓の負担には、田畠・屋敷地（宅地）など検地帳（土地台帳）に登録された土地に賦課された年貢（本年貢・本途物成）や、山野河海の産物や商工業の収益にかかる小物成などがあった。
- ・年貢などの負担は、領主から個々の百姓に対して直接賦課された訳ではなく、諸負担は村全体でまとめて納入する制度になっていた。これを村請制という。
- ・領主は毎年、村に対して納めるべき年貢の総額を示すだけで、あとは名主を中心に村人たちが自主的に各自の負担額を確定し、名主が村全体の年貢を取りまとめて領主に上納した。村請の年貢の徴収・納入を主体的に担うことを通じても、村人たちの自治能力は伸びていった。
- ・毎年10月か11月に領主から年貢割付状（納税通知書）が村に届き、村は通知された年貢割付状に基づいて年貢（税）を納めた。一般的には翌年の7月頃までに完納されるのが通例であるが、完納されると領主から年貢皆済目録が渡された。
- ・年貢関係の古文書は、村の公文書である。公文書は百姓の権利を保障してくれる財産である。

#### 4 語句説明

語句	読み方	意味
入作	いりさく	江戸時代、他村の者が来て耕作すること。
浮役	うきやく	江戸時代の雜稅の一種。小物成のうち、臨時にかかるものをいい、商業・漁業・山林業に従事するものに賦課し、多くは金納であった。
延享	えんきょう	江戸時代の元号。1744～1748年。8代將軍徳川吉宗、9代將軍徳川家重の治世。
御林下草錢	おはやししたくせん	江戸時代に幕府や藩が所有する山林である御林の下草・枯枝・倒木などを利用する際に課された小物成。地域によっては運上・冥加の形式で課された場合もある。
皆済	かいさい	税金などを完納すること。
急度	きつと	必ず。
享保	きょうほう	江戸時代の元号。1716～1736年。8代將軍徳川吉宗の治世。
口米	くちまい	代官が代官所の経費を年貢に対して課し、米納に賦課するもの。
口永	くちえい	代官が代官所の経費を年貢に対して課し、金納に賦課するもの。
蔵前入用	くらまえにゅうよう	浅草御蔵の維持費として徴収されたもの。本途物成に対する付加税。
高下	こうげ	地位・身分など、その位置の高いことと低いこと。
極月	ごくげつ	12月の異称。
小手形	こてがた	年貢割付状によって課せられた年貢は、運搬などの理由から分納されることが多く、そのつど領主から小手形という仮請取書が出された。
定免	じょうめん	その年度の豊凶に関係なく、過去数年間における収穫高の平均を基準に、一定の期間、同じ年貢量を課する方法。
惣百姓	そうびやくしょう	村中の本百姓。
伝馬宿入用	てんましゅくにゅうよう	本途物成に対する付加税で、高掛物三役の1つ。街道の問屋や本陣の給米や諸経費に充てるもの。
取永	とりえい	江戸時代、田畠の年貢を永楽錢で表示して金納したもの。
取箇	とりか	江戸時代、田畠に割り当てた年貢のこと。
取米	とりまい	上納すべき年貢米の量。
糠藁代	ぬかわらだい	江戸時代、馬の飼料として農民から糠・藁を課徴し、後に代米か代銀を納めさせること。
本石	ほんこく	江戸時代、関東・東海地方で、年貢米を舟ではかる時、舟搔き(木や竹の丸い短い棒)で落とした出目米を除いて計量した石高。
本途米納	ほんとべいのう	江戸時代、米で納める年貢。本途物成。
本途見取	ほんとみとり	江戸時代、年貢米で本途取米・見取米の総額を出したもの。
見付田	みつけでん	下々田にも達しない田。
見付畠	みつけばた	下々畠にも達しない畠。
六尺給	ろくしゃくきゅう	駕籠かきなどの雜役夫の給米に充てられる。

#### 5 人物説明

##### (1) 菅沼久次郎生定 (なりさだ)

〔史料〕(『新訂寛政重修諸家譜』19巻187頁)

宝永七年四月二十六日家を継、後御広敷の添番をつとめ、其のち支配勘定に転ず。享保十八年二月二日班をすゝめられて御勘定となる。廩米百俵。元文四年四月二十二日新田検地の事をうけたまはりて越後信濃両国にいたり、のちまた検地の事を奉はりて大和国に赴き、あるひは関東川々流作場を検せんがため彼地に至る。寛保三年十二月十八日御代官に転じ、寛延三年六月二十二日職を辞し、小普請となる。宝暦六年九月二十二日死す。年七十六。

##### (2) 松平九郎左衛門尹親 (ただちか)

〔史料〕(『新訂寛政重修諸家譜』1巻237頁)

桜田の館にをいて文昭院殿に仕へたてまつり、勘定役を勤む。宝永元年西城にうつらせたまふの

時したがひたてまつり、御家人に列し、廩米百俵をたまひ、御勘定となる。正徳元年十二月二十三日五十俵をくはへられ、二年八月二十九日命をうけて豊前、豊後、筑前等御料の地を巡視す。三年六月二十七日御代官に転じ、享保二十年閏三月五日死す。年七十三。

## 6 古文書の内容要約

### (1) 可納子御年貢割附之事 (根岸家文書 No.1760)

延享2年（1745）の甲山村（350石）及び甲山新田（39石余）の年貢割付状。米101石4斗3升2合、永29貫411文1分が年貢として割り付けられている。

午年（元文3年（1738））から卯年（延享4年（1747））卯年まで10カ年定免であり、子年分の年貢は書面の通りである。村中の大小百姓、入作の者まで立ち合い、身分の上下なく割り当てる。12月20日より前に必ず皆済するべきものである。

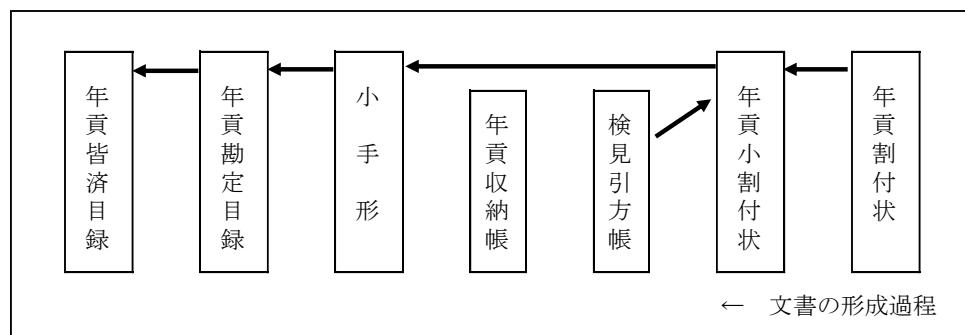
※延享元年（1744）10月に、代官の菅沼久次郎が甲山村名主、惣百姓に出した文書。

### (2) 覚（卯御年貢皆済小手形）(根岸家文書 No.1880)

甲山村の村高は350石。米2石8斗3升7合は本途米納。永23貫353文は本途見取、浮役とともに金納。永20文は歩永。米8升1合は口米。永611文は口永。納める年貢の合計は、米2石9斗1升8合と永20貫982文。ただし、米は杵かきで落とした杵での計量とする。右の内容は、卯年の年貢米と年貢金上納にあたり皆済について小手形を引き替えにするものである。

※享保9年（1724）辰4月に代官の松平九郎左衛門が大里郡甲山村へ出した文書。

## 年貢関係文書



## ○参考文献

若尾俊平編『図録・古文書入門事典』(柏書房、1991年)

『大里地方の文書友山と武香—冴山根岸家文書の世界—』(埼玉県立文書館、1998年)

『特別展 根岸友山・武香の軌跡』(大里村教育委員会、2002年)

渡辺尚志『百姓たちの江戸時代』(筑摩書房、2009年)

渡辺尚志『言いなりにならない江戸の百姓たち』(文学通信、2021年)